

【論文】

機能主義憲法解釈

—Rosalind Dixon 教授によるオーストラリア憲法解釈の試み—

高木 康一

1. はじめに

オーストラリアの憲法解釈に関して、Rosalind Dixon 教授は、「機能主義憲法解釈」(functional approach to constitutional interpretation; functionalism)を提唱している。本稿ではDixon教授の機能主義憲法解釈を紹介することで、その背景にいかなる考え方があり、またこの解釈手法がどのように展開されるものかを検討することとする。

Dixon教授によれば、機能主義憲法解釈は、「その核心にあるのは、単に『形式的な』法源に依拠するのではなく、実体的な憲法上の諸価値(substantive constitutional values)に裁判所が直接かつ明示的に依拠するよう誘うものである」。ここで「実体的な憲法上の諸価値」が引き合いに出されるが、このような諸価値を拠り所にする裁判所は、「関連する憲法のテキスト、歴史、あるいは構造の中に、彼らの依拠する特定の諸価値」の起源を見出さなければならない。こうして捉えることで、機能主義は、純粋な形式主義とプラグマティズム、あるいは政策志向的な法的理由付けの間の中庸をいくものだというのがDixon教授の主張である [Dixon 2015, 456]。

2. 機能主義・形式主義・リアリスト憲法解釈

Dixon教授によれば、機能主義憲法解釈は、純粋な形式主義憲法解釈(formalism)とプラグマティズム憲法解釈の2つの極端な形態の中庸をとる

ものである。もっともオーストラリアでは、機能主義憲法解釈はまだ発展途中である。憲法上の理由付けにおける形式主義は、オーストラリアの憲法研究者や実務家にとってはなじみ深いものである。これは、裁判所の判断に際して、排他的とまではいかなくとも、形式的な法様式 (formal legal materials) に強固に依拠しようとする。憲法典のテキストがその最たる例であり、憲法典の起草者の目的や理解に関連する資料や、憲法史に関する他の諸々の側面も依拠する対象として含まれる [Dixon 2015, 455]。

オーストラリアでは広く受け入れられていると見られる「形式主義」は、憲法典のテキスト、裁判所の先例、そして憲法典の起草者の狙いや理解に関する形式的淵源 (formal sources)、さらには憲法史に関する他の諸側面といった形式的法様式に、排他的ではないにしろ、強く拘泥する立場であるという上述の部分からすると、形式主義のアプローチはアメリカのリーガリストアプローチに近接すると Dixon 教授は捉える。

法的リアリズム (legal realism) は対照的に、純粋な形式主義へのコミットメントは不可能であり、またミスリーディングだと説く。形式的法様式は、多様な事例において、単一の解や決定的な解を導くのに用いられるものではない。とくに、終審で扱われるようなハードケースにおいてはそうである。法的リアリズムは、これらが司法による判断形成プロセスにおいて重要ではないと主張するものではない。反対に、アメリカの法的リアリストの主要な傾向は、形式的な法源に基づいた判断を行うことは、裁判所に必要な制約を課すことになると考えるが、しかし、大部分の事例では、このような制約は、結果を左右するほどのものではないと主張する。それゆえ法的リアリストは、裁判官による何らかの形態の価値判断 (evaluative judgement) は、ほとんどの具体的な法的論争を解決するためには必要なものだと言う。そのような判断をするにあたって、裁判官は、自身の個人的バックグラウンドや経験、そして政策基底な、あるいは政治的問に関する自身の見解に影響されることは避けられないだろうと説く。しかしながらリアリストたちは、裁判官がどのようにして選択を行使すべきか、あるいは価値をどのように取り

入れるべきかの問題には取り組まない [Dixon 2015, 456-458]。

機能主義はこのような問題に対する一つの答えである。機能主義は、①形式的な法の内容が不確定 (indeterminacy) であり問題解決に困難が生じた場合には、実体的な法目的や価値に注目すること、そして、②こうした諸目的を実現するために様々な法的選択がなされるが、それがもたらすであろう影響 (potential consequence) に注目するという2つの特徴を持つ。ここで注意すべきは、社会的事実に基づき、法的判断がどのような影響をもたらすかということに関心を寄せていることである [Dixon 2015, 459]。

3. 機能主義・プラグマティズム・リアリスト・政策志向的憲法解釈

純粋なプラグマティズムは、Dixon教授の理解によれば「帰結主義者が基底とする理由付けである政策的形態」(any form of policy of consequentialist-based reasoning) を拠り所とするものである。このように捉えられるプラグマティズムと並んで考察されるもう一つの系統が政策志向的アプローチである。双方とも形式的法源 (formal legal sources) は内容が不確定であり、それゆえに、裁判官に広い判断の余地を与えるために使いつくすことができるとみる。その結果、裁判官の選択は、憲法のテキスト、先例、起草時に考えられた目的や理解を示す資料からは切り離された実体的基準に基づきなされると考えられる [Dixon 2015, 461]。この点が、機能主義憲法解釈とは大きく異なる。

Dixon教授の理解によれば、リアリストの観点に立つと、裁判所は、その理由付けの中で実体的価値判断を行ったということをはっきりと示さなければならない。そうすると、機能主義者のアプローチは、リアリストや政策志向的アプローチと差異はないことになる。双方とも実体的法的価値 (substantive legal values) へアプローチするに際して裁判官がそれを対外的に明らかにする透明性 (transparency) という価値を強く主張するからである。

プラグマティックアプローチ、政策志向的アプローチは、政策基底的理

由付けを、一定の枠内にとどめるべきものとするものから、いかなるものでもよいというものまで程度の差はあるものの、認めることでは共通している。これに対して機能的アプローチは、何らかの価値に依拠するとしてもそれは、憲法典のテキスト、歴史、そして構造に直接の淵源を見出せるものに限定しようとする。したがって、機能主義は、様々な憲法上の諸規定や構造から保護され、確保されるべき目的や価値が何であるかをまずもって検討することから憲法典の解釈を始める。そして次に、いかにして特定の規定や保障が、そうした目的や価値を最もよく達成する仕方でも解釈され得るかという点が続く。この点で、機能主義は、憲法上の理由付け (constitutional reasoning) のあらゆる段階で、法の支配への強力なコミットメントがなされる。憲法のテキスト、歴史、先例に基づく考慮をするという最初の段階にとどまらず (これは形式主義の段階)、それに続く、実体的価値に基づく司法の理由付けの段階においてもである [Dixon 2015, 463]。

もっとも、オーストラリアの裁判所がこうした価値や目的として認めてきたものは、限られている。法の支配、恣意的ではない政府、個人の自由の保護、責任政府、代表政府、そして民主的アカウンタビリティなどがそれである。さらには個人の自由や経済活動の条件として安定性や予測可能性も加えられる。もし最高裁の構成員が将来、こうしたリストを拡大し、憲法典のテキストや構造に含意されるものとして広い価値を認めようとしても、それは成功しないであろう。そのようなことをするとそのときは、憲法上の理由付けとしての機能主義と政策至向的アプローチの区別をなくすということになる [Dixon 2015, 462-464]。

4. 機能主義憲法解釈から見る形式主義憲法解釈

機能主義と形式主義の関係について論じる部分は、形式主義に傾倒しているとされるオーストラリアの憲法解釈に対する Dixon 教授の見方を示すものとして興味深い。

「機能主義は形式主義と同じく (like formalism)、裁判官に、様々な憲法

上の諸規定や構造から見出される価値や目的の理解、それらの衡量において、最良だと思われる仕方で重要な価値判断をするように求めざるを得ない」[Dixon 2015, 464: 強調は原文]。「しかし、形式主義と異なり (unlike formalism), 機能主義がそうするに際しては、解釈上の裁量の存在、こうした形態の選択が存在することを誰にでもわかるような仕方で行う。したがって、直接的、オープンに公共政策の問題や実効的統治の問題に取り組むのである」。少なくとも理論上の問題としては、機能主義は純粋な形式的アプローチやプラグマティックなアプローチとは一線を画し、後者の2つのアプローチの間の中庸をとる魅力的な見解だとされる [Dixon 2015, 464-465]。

通常、形式主義の立場に立つと、諸価値や目的の捉え方において、裁判官の価値判断の存在を認めにくいものになると思われるが、Dixon 教授は like formalism として、形式主義にも機能主義にも裁判官の価値判断を要請する側面があることについては共通していると言うのである。これに対して、unlike formalism として述べられているのは、機能主義は裁判官の価値判断がなされたことが、外から見てわかるという特徴を備えているということである。ここでの違いは、こうした価値判断がこっそり行われるか、誰にでもわかるように大っぴらに行われるかだけではないだろうか。Dixon 教授は [Dixon 2015] において、「純粋な形式主義」と「形式主義」という表現を使い分けている。前者を文字通りの形式主義とみなしているようであり、後者は、そのような形式主義は単に標ぼうされるだけで、実際には形式的法概念の使用が、価値判断の混入を隠ぺいするものだとみなしている際に用いているように思われる。そして、自国の憲法解釈で強い影響力を持つとされるのは「形式主義」の方であるとみなしているようである。

Dixon 教授によれば、機能主義は法解釈、憲法解釈における目的論的アプローチに近接する。オーストラリアの制定法の文脈において目的論的アプローチは、法律はその目的あるいは広い文脈に照らして解釈されるべきというものである。目的論的アプローチは、裁判所が、法律全体に目をやることと並んで、特定の諸規定や規定群の背後にある目的に注目することを認める

ものである。この点は、憲法解釈の機能主義アプローチとの重要な類似点である。つまり、機能主義は、憲法典全体に並んで、裁判所が特定の憲法の諸規定や規定群の機能を検討すると考えるのであり、したがってまた、裁判所が保持すべきとみなす究極の価値や目的もそこに加えられるのである。この文脈で2つのアプローチが唯一異なるのは、目的論的アプローチの焦点がほとんど常に、あらかじめ存在する起草者の考えていた目論見や目的にあてられるのに対して、機能主義アプローチによれば、特定のテキストあるいは諸規定から見いだされる目的ないしは機能を明らかにすることに専ら力がそそがれるのであるが、そこでの特徴は、こうした目的や機能は、事前に、つまりあらかじめ存在するものもあれば、事後に存在する場合もあるとする点である。さらに機能主義は、特定の実体的価値を促進しようとする試みとして、実際の影響力 (practical consequence) にも明示的に配慮する [Dixon 2015, 465]。

機能主義アプローチの憲法解釈は、既存の目的論的アプローチの法解釈に相当するものであるが、憲法の諸目的や諸価値が持つ複雑かつダイナミックな性質を見出そうとし、その過程で、裁判官に実際に生じる帰結を考慮するように求める [Dixon 2015, 465-466]。

5. 憲法上の価値

それでは、Dixon 教授が機能主義憲法解釈において持ち込む「価値」とはいかなるものであろうか。Dixon 教授自身が編者となっている書物『オーストラリア憲法の諸価値』 (*Australian Constitutional Values*) はタイトルが示すように、まさにオーストラリア憲法の諸価値についてそれぞれの論者が法の支配や公正な司法、先住民の承認など個別の論点についての議論を展開している。もっとも、こうした価値のリストとその内容に関して、確立した見方が存在するわけではない。

そもそも、オーストラリア憲法のもつ特定の価値の内容をいかにして明らかにするのかということ自体が問題として提起される¹。オーストラリア憲

法の価値をめぐる不一致は、様々な次元で生じる。それは結局のところ、それぞれの論者が持つ憲法解釈に関する理論によって左右される。テキストを厳密に読むオリジナリスト的仕方では、憲法典のテキストや構造が広い価値を裏付けるということにはなりづらい。他方で、柔軟な解釈アプローチをとると、多様な憲法上の価値を裏付ける間接的源泉を読み取ることになり得る [Dixon 2018, 10]。

さらにまた、時間の流れの中で憲法上の価値がいかに進展するか、あるいはしないかということをめぐる不一致も存在する。たとえばオリジナリストの見方をすると、憲法典のテキストは固定された意味をもつものだけということになりやすい。そして様々な価値の内容は変容しないと説く傾向にあるであろう [Dixon 2018, 10]。

Dixon 教授によれば、オーストラリアの憲法典には他国の憲法典と異なり、拗って立つ憲法上の価値が明示的に存在するわけではない。その意味でオーストラリアの憲法典は、「薄いアプローチ」(thin approach) がとられている。オーストラリアでは憲法典に新たな前文や包括的な権利章典を導入しようとの試みがなされてきたが、すべて失敗してきている。1901年の憲法典の採択以来、オーストラリアには革命的憲法転換 (revolutionary constitutional break) がない。たしかに、オーストラリア憲法体制の基礎となる一つの価値として人民主権 (popular sovereignty) への道を開いてはいるが、その内実は手続的なものにとどまる。とはいえ、オーストラリア憲法やそれにかかわる議論において価値の居場所がないわけではない。オーストラリアの裁判所は明示的にも黙示的にも憲法判断において日常的に政治的、道徳的価値を考慮している。問題は、裁判所がいつ、いかにそうしているか、そして、その際の拠り所はいかなるものであるかである [Dixon 2018, 3-4]。

¹ この観点からの疑問を呈するのが [Lim 2015, 507-509] である。

6. 機能主義憲法解釈と裁判所

Dixon 教授の機能主義憲法解釈は、上述のように、裁判所の位置づけをどのように捉えるかが重要なポイントとなる。とはいえ、憲法判断に関するオーストラリアの裁判所に対する見方は、司法審査のあり方、憲法解釈のあり方をめぐる民主的正統性を積極的に確保する必要性が説かれたり、それを調達しないことには民主的機関との関係における裁判所の立ち位置を危うくするというものではない。

というのも、「オーストラリアは比較的観点から見て、憲法上の議論の大部分が、憲法の形式に即した問題に強く拘泥したままである。つまり、最高裁にきた当事者たちや最高裁の構成員の双方とも、実体的な憲法上の正義に含まれる実体問題 (substantive questions of substantive constitutional justice) にほとんど注視しないのが常だ」からである [Dixon 2018, 8]。オーストラリアでは、憲法のテキスト、構造、先例といった形式的な憲法様式が決定的なものであるということを過度に強調する傾向があり、他方、異なった文脈における様々な価値のなかで決定的に重要なものを決める司法の役割が軽視される傾向があるように見えるのである [Dixon 2018, 24]

このことは、司法審査の民主的正統性や民主的望ましさに関する議論に影響する。つまり、それは、司法審査が実際の政治的論争を解決するにあたって有意義な手法であると言える度合を左右する。ここで言う度合とは、オーストラリア連邦最高裁 (the High Court) が行う憲法上の判断手法 (constitutional jurisprudence) が民主的代表者や市民にとって理解できる度合であり、また、市民が自分たちの生活を送るにあたって拠って立つ、健全で予測できる基礎を提供する度合いである。憲法訴訟に関わる者と最高裁の双方に、より明確な「機能主義者」たれ、すなわち憲法上の議論や理由付けに対する価値に依拠したアプローチをとれと求めたのはそれゆえである [Dixon 2018, 8-9]。

そこで問題として生じるのが、裁判所の司法審査のあり方であり、それは

機能主義憲法解釈においては、価値の見出し方ということになるであろう。

憲法上の価値はしばしば、きわめて広く、また一般的観点から論じられる。したがって、様々な文脈においてさらなる検討を要する。様々な価値が持つ具体的範囲や意味するところは、社会状況や社会的理解が変わることで、時とともに変わるものである。異なった諸価値の適用のあり方は、憲法解釈に関する裁判官のもつ理論によって変わり得るだろう。そして憲法上の価値は、競合する価値やコミットメント間でのバランスをとったり調和させたりするのに最適な仕方は何かという難問をもたらすという点に関して、様々な具体的文脈で対立を生じさせることとなる [Dixon 2018, 24]。

そこで、こうした価値を見出す役割を裁判所に与えるにあたって、機能主義憲法解釈が意義を発揮する。

機能主義憲法解釈は、先に見たように憲法解釈におけるリアリスト的アプローチと近いものであり、個々の判事の道徳的、政治的見解が憲法解釈に影響を及ぼすものとしてみる。さらには、裁判官に対して、政治道徳の問題により大っぴらに関与するように求めるのである。これは、様々な形態のプラグマティックで、政策志向的アプローチと関連する。したがって、裁判官は、憲法構築プロセスの一環として、政策上、あるいは実務上及ぼされる影響に、さらには司法判断がもたらす実務上の影響力に注意を払うことになる。多くの事例で機能主義はリアリストアプローチあるいはプラグマティックアプローチがもたらす結論と極めて近似する [Dixon 2018, 9]。

この2018年における論文でDixon教授は、先に見た2015年の段階では論じていなかった憲法「解釈」(interpretation)と憲法「構築」(construction)の区別を行う。解釈は、憲法のある規定の既存の言語的、あるいはコミュニケーション上の内容を明らかにするものである。対して構築は、より創造的プロセスであり、解釈プロセスで明らかにしようとしたものに依拠したのでは、問題の解決が困難な状況にある場合に、あるいは、コミュニケーション上の内容あるいは意味が明らかにされない場合になされる。そうすると、価値基底的諸考慮がこうした構築プロセスにおいては一定の役割を担うことに

なる。さらに価値基底的考慮は、解釈プロセスにおける多義的意味の解明に資することもありうる [Dixon 2018, 4]。

こうした文脈に置かれた機能主義憲法解釈は、実体的価値と同様に、法形式 (legal form) へ明らかにコミットメントする。「裁判所が価値基底的論拠に依拠するといってもそれは、まずもって、憲法のテキスト、歴史、そして構造、さらには先例との密接な結びつきが求められるものである」。当該憲法典のテキスト、歴史、構造は、異なった価値基底的理解を探るのに役に立つかもしれない。しかし、裁判所が倫理的、あるいは政治道徳的議論の根拠を、憲法典のテキスト、歴史、構造、先例といった形式的法様式の中に見出そうとする際には、民主的観点と法の支配の観点からもたらされる価値もまた重要となる [Dixon 2018, 9]。

憲法典は、法の一般原理を発展させる際用いることができる、権利や価値の一つの源泉である。連邦最高裁の構成員は、したがって、憲法解釈や構築に従事するに際しては、可能な限り徹底して (the maximum extent possible) 何らかの仕方で、憲法典に起源を有する価値に依拠しようとしなければならない。したがって、単純に彼ら自身の価値や、コミュニティの価値に依拠するというものではない [Dixon 2018, 9]。

Dixon 教授は、自身の提起する機能主義憲法解釈が、実際にオーストラリア最高裁でとられていることを論証する²。もっともそれが排他的手法というわけではなく、また、最高裁が明示に依拠していると主張するものでもない。最高裁の判決の中には、機能主義憲法解釈の観点から読むことができるものがあるというものである³。Dixon 教授は、憲法上の争点の中には機能主義的分析にそぐわないものもあり得ることを認める。それは、特定の争訟の解決にあたって、形式的法様式が明確な解釈指針をどの程度提供するの

² [Dixon 2015, 474-483] では、オーストラリア最高裁の 2014 年期の諸判決のうち、機能主義憲法解釈として読むことができるものが取り上げられている。

³ そのため、機能主義ではなく、形式主義アプローチをとった判決も存在することが分析の結果示されている [Dixon 2015, 484]。

かによる。したがって、あらゆる事件や争点があるいは特定の争点が機能主義的観点から分析されるべきだというものではない。憲法解釈における機能主義アプローチが、純粋な形式主義とプラグマティズムという両極端の間で、規範的に望ましい妥協の仕方だということを示すものである [Dixon 2015, 491-492]。

機能主義憲法解釈を提起する背景には、憲法解釈に際しての裁判所の正統性を調達しようとする Dixon 教授の目論見があるように思われる。これは、民主的機関の判断に対峙する裁判所の司法審査の正統性とは異なる観点と捉えてもよいであろう。というのも、いずれの論稿においても民主的機関と非民主的機関の攻防が主題として論じられているのではなく、憲法典の解釈がもっぱら主たる関心となっているからである。

Dixon 教授は、仮に、機能主義憲法解釈がプラグマティズム憲法解釈に行きつくように見えても、機能主義憲法解釈という中継地点を経ることが、最高裁による司法審査の正統性⁴を扱うには極めて重要だとする。この中継地点があることによって、裁判官による価値の具体的内容の捉え方やそれぞれの重要度の判断に関する主観的判断は、そうした判断を行うための客観的指針がつくされた場合にのみなしうるということができるようにすることにつながるのである [Dixon 2018, 24-25]。

とはいえ、機能主義憲法解釈は、「価値」を扱う以上、謙抑さを欠けば、憲法解釈における「正統性」を獲得することが困難となるであろう。そのためか、Dixon 教授は、「価値」については、それだけで憲法上の保障を提供したり、憲法上の含意 (constitutional implication)⁵に匹敵する規範をもつ地位を得るものではないとする。憲法上の諸規範は、十分に明確で、通用力を持つ内容となったときには、価値ではなくなり、憲法上のルールや規準と

⁴ ここでの「司法審査の正統性」は裁判所が行う「憲法(典)解釈の正統性」と読んでよいと思われる。

⁵ これは、オーストラリア憲法において憲法典の明示の規定ではなく黙示の憲法から導かれるものとして扱われている。これについては別稿で検討する。

なる。しかし、そうした内容を持つに至らない場合には、重要な裏付けとなる様式を憲法典のテキスト、歴史、構造、そして憲法に関する先例から読み取る倫理的コミットメントにとどまる [Dixon 2018, 9-10]。こうした抑制を課すことを念頭に置いているからこそ、価値が拡散することには警戒的である。オーストラリア憲法典のテキストや構造には「弱い程度の裏付け」しか見いだせない価値のリストは相当多岐にわたる。そこには、個人の尊厳、多元主義、社会的包摂や保護といった価値が含まれる [Dixon 2018, 13] と言うとき、これらの価値を機能主義憲法解釈において裁判官が使いこなすには、相当の労力を要することが含意されているであろう。

7. 残された課題

ここまで Dixon 教授の提起する機能主義憲法解釈について見てきたが、最後に若干残された課題を検討しておきたい。

Dixon 教授はアメリカにおける議論を引きながら、次のように述べている。

「Cohen の主張によれば、法に対する機能的アプローチは、『社会的事実』に注意深く視線を向けざるをえない。これは、法的判断にとっての社会的、政治的文脈が、こうした判断がもたらす帰結を方向づけることとなる点に目を向けるとも言える。初期の機能主義者によれば、こうした文脈への注視を欠くと、法律家や裁判官に純粹な形式的アプローチを取らせる、あるいは、様々な教義的法的選択が引き起こす、その時々の実際の影響を考慮し損なうような危険がつかぬにつまとうことになりかねない」 [Dixon 2015, 459]。

また、機能主義憲法解釈が検討する憲法上の価値に関して、「様々な価値の具体的範囲や外延は、社会状況や社会的理解が変わることで、時とともに変わるものであろう」 [Dixon 2018, 24] と述べている。

この2つの引用部分には、憲法上の価値の判断において、社会的評価、理解、そしてそれらの変遷が検討に加えられることが明示的に述べられているのだが、この点に関するさらなる踏み込んだ検討はなされていない。Dixon

教授は憲法のアイデンティティを論じる論稿においては [Dixon 2012], アメリカでは形式的な憲法改正手続として、1972年に平等権修正の試みがとん挫したにもかかわらず、アメリカ連邦最高裁がとりわけ性別に基づく差別に関しては厳格な審査を行う傾向があることを指摘し、それは、憲法典の改正がなされなかったが、人々の意識が議会に憲法改正案を提出させたことを最高裁が考慮している結果だとしている。対して、オーストラリアでは先住民に対する明示的差別を規定していた憲法の規定を1967年に改正することに成功したが、その改正プロセスにおいて、どのような集団に対してどのような措置をとることができるかの具体的指針を裁判所に提供することにはならなかった。そのため、今もって裁判所においては、改正された憲法典から先住民に対するいかなる具体的措置を読み取るか判断が分かれている。憲法典の改正が失敗しているにもかかわらず、実際には目論まれた改正がなされたのと同じような裁判所の判断をもたらすアメリカと、憲法典の改正がなされたにもかかわらず具体的な帰結をもたらすきっかけを裁判所に与えなかったオーストラリアの事例を改正ギャップ (amendment gap) と称して対峙的に示している。

人々の意識において性差に基づく差別を認めない傾向が読み取れるアメリカと、虐げられてきた先住民をどのような集団として認識するかについて人々の見方が定まらないオーストラリアを対抗的に描く Dixon 教授は、明言はしないものの、社会的文脈、政治的文脈、社会的状況、社会的理解やそれらの変遷が機能主義憲法解釈に影響を及ぼすと考えている可能性はある。そして、機能主義憲法解釈が考慮を求める「実際の帰結や影響」はこれとパラレルの関係にあるとみてよいのではないだろうか。

憲法典の改正が大きな意味をもつのは、「多くの国家において、集合体として捉えられる人々 (the public as a whole) は、状況が同じものであれば、制定法よりも憲法に明らかに結びつきを感じる傾向があるという事実からすれば、何らかの変更を行うために憲法改正案を提出することは、提案者にとってみると、同じような提案を法律という手段による変更で行うよりもか

なり高い政治的コストがかかるであろう」[Dixon 2012, 1854] という視点から捉えることができるからだとするならば、こうした人々の意識が機能主義憲法解釈においていかなる意味をもつのか、そして意味をもつとすればどのような程度においてであるのかは、それぞれの国の憲法状況に委ねられているということになると思われる。それゆえ、憲法アイデンティティの変更はテキストレベルでなされることも、事実レベルでなされることもあるが、結局のところ、憲法アイデンティティの改正は各国の文脈に帰着するというのが、Dixon 教授のここでの結論であった [Dixon 2012, 1858]。

引用文献

- Dixon, Rosalind 2012, “Amending Constitutional Identity” 33 *Cardozo Law Review* 1847.
- 2015, “The Functional Constitution: Re-Reading the 2014 High Court Constitutional Term” 43(3) *Federal Law Review* 455.
- 2018, “Functionalism and Australian Constitutional Values” in R. Dixon ed., *Australian Constitutional Values*, Hart Publishing, 3.
- Lim, Brendan 2015, “The Convergence of Form and Function” 43(3) *Federal Law Review* 505.

Functional Approach to Constitutional Interpretation in Australia

Koichi TAKAGI

ABSTRACT

Australian constitutional law professor Rosalind Dixon argues ‘a functional approach to constitutional interpretation’ which invites courts directly and openly to rely on substantive constitutional values.

I elaborate on her approach to functionalism in Australian. It involves how to reconcile the values of the Constitution of Australia and a role played by the High Court of Australian to introduce values in the judicial review.

